令和元年（行ウ）第２７５号、同第５９８号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原　告　鈴木陸郎　外４７名

被　告　国

２０２２年（令和４年）５月３０日

東京地方裁判所民事第２部Ｃｄ係　御中

準　備　書　面　２２

原告ら訴訟代理人

弁護士　小　島　延　夫

弁護士　千　葉　恒　久

弁護士　森　詩絵里

弁護士　呉　東　正　彦

弁護士　長谷川　宰

弁護士　浅　岡　美　恵

同復代理人

弁護士　半　田　虎　生

弁護士　永　井　久楽太

（目次）

（原告本人尋問などから明らかになったことなど）..... 4
第１　災害の危険～地球温暖化による気候危機によって原告らの生命・健康が危機にさらされていること..... 4
１　深刻化する気候変動の影響..... 4
⑴　人為的なＣＯ２排出と気候変動の関係に疑いの余地がないこと..... 4
⑵　気象災害の増加・深刻化..... 4
２　尋問等から明らかになった気候変動により脅かされる原告らの生命・健康... 5
⑵　土砂災害のおそれ..... 5
⑶　豪雨被害の増加..... 6
⑷　台風の強大化..... 7
⑸　熱中症の危険性..... 8
第２　海の危機～海の生態系が壊れ海中観光業者と漁業者がその生業手段を奪われつつあること..... 9
１　原告番号４８の原告（武本匡弘）の原告本人尋問結果より明らかになったこと..... 9
⑴　地球規模で発生したサンゴの白化..... 9
⑵　三浦半島における海洋生態系の変化..... 9
⑶　小括..... 10
２　原告番号４７の原告（小松原哲也）の原告本人尋問結果より明らかになったこと..... 11
第３　有害物質による大気汚染（とくにPM2.5）の問題..... 13
１　横須賀における大気汚染の状況..... 13
２　PM2.5による健康影響..... 13
３　発電所アセス省令が要求する環境影響評価..... 14
４　PM2.5に関する施策の進展..... 14
５　PM2.5に関する環境影響評価を困難にさせる状況がないこと..... 15

6　発電効率の向上のために、本件では、最善の電気集塵機による除去技術が用いられていない可能性が高いこと..... 17
7　環境影響評価は不確実性をはらむ事項でも要求されること..... 18
8　結論..... 19
第４　本件環境アセスが簡略化の要件を満たさないこと、温排水被害を受けるおそれのある原告、有害物質による大気汚染被害を受ける原告については、原告適格が認められるところ、本件環境アセスでは、簡略化の結果、温排水被害、有害物質による大気汚染被害について調査・予測・評価が省かれており、その手続的瑕疵は重大であること..... 19
1　本件環境アセスが簡略化の要件を満たさないこと..... 20
2　温排水被害を受けるおそれのある原告、有害物質による大気汚染被害を受ける原告については、原告適格が認められるところ、本件環境アセスでは、簡略化の結果、温排水被害と有害物質による大気汚染被害に関する調査・予測・評価が省かれており、その手続的瑕疵は重大であること..... 24
(1)　温排水による環境影響..... 24
(2)　大気汚染等による環境影響..... 25
3　計画段階配慮事項からの温室効果ガスの欠落..... 25
4　環境アセスの重要性..... 26
第５　複数案検討について..... 27
1　複数案の検討が不可欠であること..... 27
2　燃料に関する複数案検討の欠如..... 28
3　複数案検討の省略が許されないこと..... 30
4　被告の責任..... 32

（原告本人尋問などから明らかになったことなど）

第１　災害の危険～地球温暖化による気候危機によって原告らの生命・健康が危機にさらされていること

１　深刻化する気候変動の影響

⑴　人為的なＣＯ２排出と気候変動の関係に疑いの余地がないこと

産業革命以降の人為的なＣＯ２の排出と気候変動との関係はもはや疑う余地がないものとされ、これまでに地球平均気温は約１℃上昇していること、現在の排出がつづけば２０３０（令和１２）年には約１．５℃の上昇に達すること、１．５℃の気温上昇により極端な気象現象の程度・頻度の増加、生命健康への被害の増大等の不可逆的なリスクの発生が指摘されている（訴状の８～１３頁、準備書面６（１）の６～２３頁、準備書面１５の３６～３９頁）。

⑵　気象災害の増加・深刻化

原告準備書面３（７～９頁）で述べたとおり、原告らの中には原告番号１（甲４５）、４（甲４２）、５（甲４２）、６（甲４６・５２）、８（甲４５）、９（甲４２・４３・４４）、１２（甲４１・５３）、１３（甲４３・４４）、１４（甲３９）、１５・１６（甲４５）、１７（甲４５）、１８（甲４１）、１９（甲４０）、２０（甲４０）、２１（甲４５）、２２（甲４２）、２５（甲４２）、２６（甲４２）、２７（甲４６）、３２・３３・３４（甲４９）、３９（甲５０）、４５（甲５１）、４６（甲４７・８）など、土砂災害ハザードマップ（土砂災害危険区域）、高潮浸水想定区域図等により水害・土砂災害などの被害を受けるおそれのある地域に指定・区分された地域に居住する者がいる。

これらの原告は、地球温暖化の進行による短時間降雨量の増加（時間雨量１００ｍｍを超えるような極端な豪雨等）により、土砂災害・水害の被害を受けるおそれが極めて高い。

現に、同準備書面４～６頁、準備書面６（１）２９～３９頁、準備書面１２の２２～２４頁、準備書面１５の２１～２２頁、２７～３４頁で詳述したよう

に、近年、日本各地で前例のない豪雨、これに伴う土砂災害・浸水被害が発生しており、２０２１（令和３）年には、原告らが居住する横須賀市周辺でも記録的な大雨により土砂災害が相次いだ。

２　尋問等から明らかになった気候変動により脅かされる原告らの生命・健康

⑴　横須賀という地域の特質性

原告らの多くが居住する横須賀市、逗子市及び葉山町は神奈川県内でも急傾斜地崩壊危険区域と地滑り防止区域が集中している。これは、三浦半島が斜面崩壊の危険性が高いことで知られる三浦層群逗子層等によって構成されていること（甲252、甲253、甲254（2020年2月に逗子市池子の道路脇の崖が崩れ、女子高校生が死亡したこと、三浦層群逗子層の上部の崩壊とも思われ、三浦層群逗子層は、1960年代から斜面崩壊が多発する地層として知られている）、都市開発に伴う大規模な切土による崩壊が顕著な地層となっていること等に起因する。

このような自然的・歴史的な地質の特徴から、横須賀周辺地域の地質は崩れやすい、大雨により土砂災害が起きやすい（準備書面６⑴（３６～３９頁）参照）という特徴があるといえる。

⑵　土砂災害のおそれ

原告らの多くが居住する横須賀市は、急傾斜地の下に住宅がある地域が多い（原告鈴木尋問調書１４頁、原告橋本尋問調書９～１０頁、甲４０～４２、甲４５～４７）。原告橋本の自宅も裏に高さ５０ｍほど崖が切り立っており、同自宅所在地は、土砂災害警戒区域（土石流）や急傾斜地崩壊危険特別区域に指定されている（原告橋本尋問調書１頁、甲２２３－１ないし３）。

幸い、原告橋本の自宅においてこれまでに大規模な土砂災害が発生したことはないが、隣接する実家の裏にも同様の崖が存在し、同人が小学生の頃に、同崖が崩れ、行政による補修工事（コンクリートによる補強）が行われた（橋本尋問調書６頁）。また、近年三浦半島において多発する豪雨に伴う土砂災害や

斜面崩落の報道を受け、同じような地形的条件の場所に居住し、実際に行政により警戒区域等に居住する原告橋本は、いつ台風や豪雨により崖が崩れてこないか怖い思いをしている旨を述べており、常に土砂災害等により生命健康財産を奪われるリスクにさらされており、同人の平穏な生活が奪われていることは明らかである（原告橋本尋問調書６～８、１０頁・写真）。

前述した２０２１（令和３）年の記録的な大雨の際も、大雨により草木に覆われていた斜面の土砂が、下部の畑に崩れ落ちるなどした（同調書１３～１４頁、準備書面１５（３０頁））。

原告鈴木陸郎の自宅のそばで起きたがけ崩れ
（横須賀市津久井５丁目/原告鈴木陸郎撮影/2021年7月19日）

傾斜地の上部も下部も畑であったことから人的被害は発生しなかったものの、付近には人家があり、土砂崩れの場所が異なれば、大きな被害が発生してもおかしくない状況といえ（同調書１４頁）、殊に原告橋本のように土砂災害警戒区域等に指定された地域に居住する原告については、現実的かつ具体的な土砂災害リスクにさらされているといえる。

⑶　豪雨被害の増加

原告橋本は、「二、三年前ぐらいからでしょうか、台風のときですとか、雨

が降ると豪雨というか、尋常じゃない振り方で、家にいて、屋根に穴が開くんじゃないかというぐらいものすごい雨の量が多いので、その音がものすごくて、私は３年ほど前に初めて豪雨によって恐怖を覚えるというか、そんな思いがしたほど、雨の降り方が非常に強くなってきたという感じがあ」る（原告橋本尋問調書４～５頁）と述べており、近年、原告らの多くが居住する三浦半島においても豪雨が増加していること及びこれにより原告らの生命健康等が脅かされていることが端的に示されているといえる。

⑷　台風の強大化

準備書面４（３０～３６頁）、準備書面１５（３０～３２頁、４２～４３頁）で詳述したように、近年、海水温の上昇により台風が巨大化、強力化していることが明らかになっている。

更に原告らの多くが居住する三浦半島でも台風の巨大化・強力化が進んでいることが原告武本匡弘（以下「原告武本」という。）及び原告橋本の尋問によって明らかになった。

原告武本が居住する葉山町では、葉山森戸海岸の防潮堤の外側にテトラポッドが設置されていたところ、同**テトラポッドは防潮堤を乗り越えて陸地側に打ち上げられてしまった**（原告武本尋問調書１５頁、甲232の写真12）。

防潮堤に乗り上げたテトラポッド

それだけではなく、原告武本の自宅に設置されていた最大瞬間風速３７．５メートルまで耐えうるアルミ製フェンスは台風により吹き飛ばされ、周辺の住宅でも同様の被害が確認された（原告武本尋問調書１５頁）。これらはいずれも、台風の勢力が、気候変動の影響により、これまでの台風の勢力とは比べ物にならないものになってきていることを表している。

⑸　熱中症の危険性

準備書面６（１）（４０～４３頁）、準備書面１５（２３～２７頁）でも述べたとおり、日本においても地球温暖化により、日最高気温が３０度を超える日（真夏日）及び３５℃を超える日（猛暑日）の日数は年々増加し、熱帯夜の日も増加している。そして、熱中症による救急搬送者数や死亡者数も増加しているところ、気温上昇による熱ストレスと死亡リスクの関係性からすれば、救急搬送者数等の増加が気温上昇によるものであることは疑いようがない（甲２１参照）。

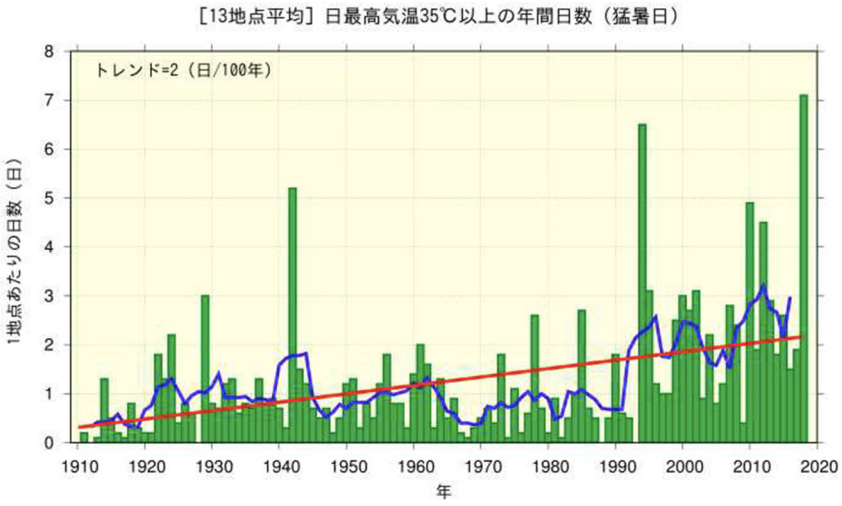

原告橋本が「特にここ１０年ぐらい前から、夏がとても暑くなったという実感がある」と述べている（原告橋本尋問調書４頁）ことからも分かるように、気温上昇による生命健康へのリスクは原告らが居住する横須賀市等でも日に日

に高まっている。このことは、原告らの多くが居住する横須賀市等でも熱中症による救急搬送者数が飛躍に拡大していることからも明らかであり、今後気温上昇が食い止められなければ原告らの生命健康のリスクが更に高まることが避けられない（準備書面１５（４５～４７頁）参照）。

第２　海の危機～海の生態系が壊れ海中観光業者と漁業者がその生業手段を奪われつつあること

１　原告武本の原告本人尋問結果より明らかになったこと

⑴　地球規模で発生したサンゴの白化

地球温暖化は海洋生態系にも大きな影響を与えている。このことが特に認識され始めたのが１９９８年から地球規模で起きたサンゴの白化である。サンゴは褐虫藻と共生しているところ、海水温が３０℃を超えると、褐虫藻を放出せざるをえず、サンゴは共生生物である褐虫藻を失ってしまう以上は最終的に死に至ってしまうのである（原告武本尋問調書２～３頁）。

サンゴの白化は日本最大のサンゴ礁である石西礁湖においても発生し、２０２１年にはサンゴが瓦礫化し、９割のサンゴがなくなってしまったことが確認され、これが今後回復することは過去の事例からすれば期待できない（原告武本尋問調書３～４頁）。

⑵　三浦半島における海洋生態系の変化

三浦半島においても海洋生態系に大きな変化が発生していることが原告武本の供述から明らかになった。三浦半島周辺の海域においてはかつては冬場に海水温が１２度以下まで下がっていたが、近年は１４℃、１５℃を推移しており、冬の海水温が下がらない状態となっている。海水温が下がらない為、海藻類の着床が進まず、また魚が冬場も摂餌行動を続け、冬場に繁茂するはずの海藻類を食べつくしてしまうことが相まって海藻類が減少してしいる。

このような経過で海底がむき出しの状態になることを「磯焼け」というが、三浦半島周辺の海域の各地で磯焼けが進行していることが確認され、地域の名

産であったひじき等の海藻類がとれなくなったほか、藻場で摂餌をしたり、繁殖するウニ、貝類、甲殻類の数が減少する、成長しないなど深刻な海洋生態系の変化を招いているのである（以上につき、原告武本尋問調書６～１１頁、１２～１３頁）。

⑶　小括

左：海藻の繁茂が水面から見えるほどの江の島の海（2012年2月撮影　水温13度）
右：しかし今は岩肌だけになった姿、海藻はない（2020年3月1日撮影　水温17度）

原告武本はダイバーとして４４年、プロダイバーとしては４０年の経験を有するベテランのダイバーである（原告武本尋問調書１頁）。かつては、江ノ島、真鶴、湯河原などの神奈川県の相模湾の海、伊東市の伊豆海洋公園・富戸などの静岡県の相模湾周辺海域、さらには、与那国島、西表島、石垣島、宮古島、渡嘉敷島などの沖縄県各地、グアム、パラオ、ハワイ、東南アジア各地などで、ダイビングツアーを実施するなどして海中観光業を生業としていた（甲

２３２・２頁）が、上記のような海洋生態系の変化をうけ、原告武本はこれ以上の変化を食い止め、海洋生態系を保全するために環境保護活動、教育活動に取り組んでいるのである。

地球温暖化による海洋生態系の変化そのもの及びこれを食い止めるための環境活動の必要性から、原告武本の海中観光業というかつての生業が奪われているのである。

２　原告番号４７の原告（小松原哲也）の原告本人尋問結果より明らかになったこと

原告番号４７の原告小松原哲也（以下「原告小松原」という。）は、横須賀港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、漁業法上の漁業権を有している横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所に所属する漁業者で漁業に従事してきた者であり（原告小松原尋問調書１頁）、主に潜水漁業と底引き網漁をし（原告小松原尋問調書２頁）、かつては、海藻の採取（原告小松原尋問調書６頁）、サヨリ網漁（原告小松原尋問調書７～８頁）、アナゴの土管漁・タコツボ漁（原告小松原尋問調書１０頁）、アワビやサザエの採取（原告小松原尋問調書１０頁）、クルマエビ・シャコ漁（原告小松原尋問調書１１頁）などをしていた。

しかし、第一に、海水温の上昇によって、潜水漁の対象となる、ミル貝、タイラ貝、ナマコが激減し、タイラ貝は「無に等しい。ない」状況となり、ミル貝も以前より半分以下（従前は１２０キロから１５０キロ採れたのが、現在は、５０キロ）となっている（原告小松原尋問調書４頁）。

第二に、底引き網漁も、その主な対象であった、高級魚で高く売れた、かつては１回で６００枚くらい、１日で２０００枚・５００ｋｇくらい取れた、イシガレイ、マコガレイ[1]が「無に近い」状態となっており（原告小松原尋問調書６頁）、エボダイも小さいものしか取れなくなっている（原告小松原尋問調書６

[1] マコガレイは、夏場の最高級白身魚として知られ、イシガレイともども、高値で売れる魚である。

頁）。カレイ類の漁獲高が海水温上昇によって激減していることは、原告準備書面６（２）の４１頁以下に詳述したが、東京湾の海水温が秋冬季になってもが下がらないので、鉛直混合が遅れ、貧酸素水塊解消が晩秋化し、マコガレイのふ化や成長に大きな影響を及ぼし、それが漁獲量の大幅な減少（1980年代2100t→近年は300t、85.71％以上の減少）を引き起こしていることが一つの大きな原因とされている（石井光廣「高水温が生物に与える影響について「マコガレイ」」東京湾の漁業と環境第8号、19－20頁、2017・甲142-3、一色竜也「東京内湾におけるマコガレイの長期資源変動について」神奈川県水産技術センター研究報告第9号、2018年・甲147、農林水産省平成26年度委託プロジェクト研究成果発表会2014・甲112の小埜恒夫（水産総合研究センター）「「海」の変化　Ⅰ　水温・海流・鉛直混合」甲112の２）。

さらに、海藻の採取については、安浦漁港のあたりのワカメは、「田戸ワカメ」と呼ばれ、皇室献上品とされるほど、上質なものだったが、まったく採取できない状況となり、テングサ、ツノマタ、アラメ、ホンダワラ、ヒジキも取れなくなった。その原因は海水温の上昇である（原告小松原尋問調書７頁）。

サヨリ網漁は、観音崎から金田湾のあたり（本件新設発電所の予定地の久里浜はほぼその中央）で行なっており、かつては、一晩で１トン取れるほどであったが、海水温が上昇して、磯枯れし、今はほとんど採取できなくなっている。その原因としては、温排水が大きい（原告小松原尋問調書８～１０頁）。

また、かつては、本件発電所の近辺の久里浜少年院の沿岸付近から鴨居の沿岸あたりで、アワビやサザエの採取をしており、かつては、漁に出ると５０キロから６０キロ取れたのが、海水温が上昇して、アワビやサザエの餌になるアラメが育たなくなり、それでアワビやサザエが激減し、取れなくなった（原告小松原尋問調書１０～１１頁）。

高級食材であるクルマエビ・シャコの漁も、かつては、一晩で１５、１６貫取っていたのが、今は取れなくなった（原告小松原尋問調書１１頁）。

そうした結果、２００６年には、約３４１５万円（甲２５０）あった漁獲高

が、２０１９年時点で、７４６万円と大きく減少した（甲２５１）が、これは、海水温の上昇によって、高価なカレイ類や、タイラ貝・ミル貝、サヨリなどが取れなくなったのが大きい（原告小松原尋問調書１２～１３頁）。

以上のように、原告小松原は、旧発電所から出された温排水および地球温暖化による海水温の上昇によって、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われたのである。

第３　有害物質による大気汚染（とくにPM2.5）の問題

１　横須賀における大気汚染の状況

横須賀市における大気汚染の状況は改善されて来たとはいえ、いまだに「光化学オキシダントの注意報がたびたび発令され、…目に見えないPM2.5も安心できる状況」ではない状況にある（原告鈴木陳述書・甲224・１頁）。公設の測定局における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の測定結果を見ても、環境基準に抵触する値が測定されている（原告準備書面8・24頁）。

それにもかかわらず、本件環境アセスでは硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染に関する調査・予測が大幅に省略され（原告準備書面8・25頁以下、原告準備書面20・12頁以下）、PM2.5と光化学オキシダントについては何らの調査・予測・評価がおこなわれなかった。

以下では、PM2.5を中心に、大気汚染に関する本件環境アセスにおける調査・予測・評価の欠落について従前の主張を整理・補充する。

２　PM2.5による健康影響

PM2.5は、吸い込むと細い気管支や肺の奥まで入り込むおそれがあり、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系の病気のリスクを高める。

PM2.5の短期曝露が、死亡、循環器系への影響（虚血性変化、不整脈、心拍変動等）、心室性不整脈、血栓リスク等を引き起こすこと、長期曝露が死亡、循環器系への影響、発がん、中枢神経システムへの影響（脳の形態学的変化、認知力

低下、認知症、自閉症スペクトラム障害）を生じさせることは、疫学的知見の蓄積によってすでに明らかになっている。

PM2.5に曝露することで、たとえ低濃度であっても健康被害が生じる。

長期曝露では８μg/㎥前後の濃度であっても死亡や疾病との有意な関係が認められているし、短期曝露についても循環器や呼吸器の症状で緊急搬送されるリスクが高まる（原告準備書面14・8頁）。

３　発電所アセス省令が要求する環境影響評価

発電所アセス省令は、環境影響評価の項目の選定について、「当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより」行うとしているが、その際には、省令の別表第二に掲げられた「参考項目」を勘案したうえで、計画段階配慮手続において把握された事業及び地域の特性に関する情報を踏まえて行う、としている（21条1項）（原告準備書面14・7頁）。

これは、地域や事業の特性を踏まえた環境影響評価を要求する趣旨であり、たとえ省令の別表第二に掲げられていない事項であっても、人の生命身体や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある影響要因があれば環境影響評価項目として選定し、調査・予測・評価を行う必要がある。

４　PM2.5に関する施策の進展

PM2.5については、調査・研究だけでなく、低減に向けた対策も進められて来た。

すなわち、平成21年9月にはPM2.5に関する環境基準が設定された（乙32）が、中央環境審議会はこの環境基準を設定する際に、「微小粒子状物質の削減対策については、固定発生源や移動発生源に対してこれまで実施して来た粒子状物質全体の削減対策を着実に進めることがまず重要である」と指摘した（乙33）。この環境基準の設定を契機に、PM2.5の濃度測定方法も定められ、各地で常時監視

（測定）が始まった。平成25年7月には「注意喚起のための暫定的指針」（乙36の2）も示された。

平成25年12月には、環境省が「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」を取りまとめ（甲255）、発生源情報の整備、二次生成機構の解明、シミュレーションモデルの構築、大気環境モニタリングの充実などの具体的な施策を掲げた。その後、同省内に「中央環境審議会大気・騒音振動部会　微小粒子状物質等専門委員会」が設置され、対策のあり方などの検討が行われた。

平成27年3月、上記委員会が「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」（乙34）を公表し、既存の科学的知見などを整理するとともに今後の課題を明示した。そこでは「PM2.5の削減に確実に寄与する一次生成粒子（ばいじん、ディーゼル微粒子等）、並びに PM2.5 及び光化学オキシダントの前駆物質（NOx、VOC）について、排出規制等の取組状況、排出実態や排出抑制技術の状況等を踏まえ、対策強化の可能性を検討する」ことが「短期的課題」として掲げられた（乙34・5頁）。

平成31年4月には、環境省が「微小粒子状物質（PM2.5）対策に係る検討・実施予定」（乙36の1）を公表し、排出抑制策をさらに推進する、ばい煙対策についての検討を進める、シミュレーションモデルを高度化する、などの方針を示した。

以上のように、PM2.5については科学的な解明や現状の把握が進んでおり、排出抑制などの対策を進めて行く必要性が繰り返し指摘されている。いまだ機序の完全な解明に至っていないことは事実であるが、PM2.5の排出抑制のための各種の取り組みも進んでおり、問題の状況も明らかになっている。

５　PM2.5に関する環境影響評価を困難にさせる状況がないこと

被告は「（PM2.5は）予測・評価手法が確立されていない」などと主張する。

しかしながら、固定排出源からのPM2.5の排出量については、少なくとも一次粒子については計測技術がすでに存在しており、排出量を把握するうえで何ら問

題はない。平成24年3月には、環境省が「PM2.5に関する先行的な環境アセスメントのための手法と課題」（甲200）を公表し、そのなかで実施可能な調査・予測・評価の手法が整理されている（原告準備書面20・4頁以下）。

地方自治体のなかには、例えば東京都のように、PM2.5に関する検討会を設置し、実態の把握、シミュレーションによる検討、削減対策などを継続的に進めているところもあり、すでに実績をあげている（甲256・東京都大気中微小粒子状物質検討会報告書）。

【調査・検討の流れ】

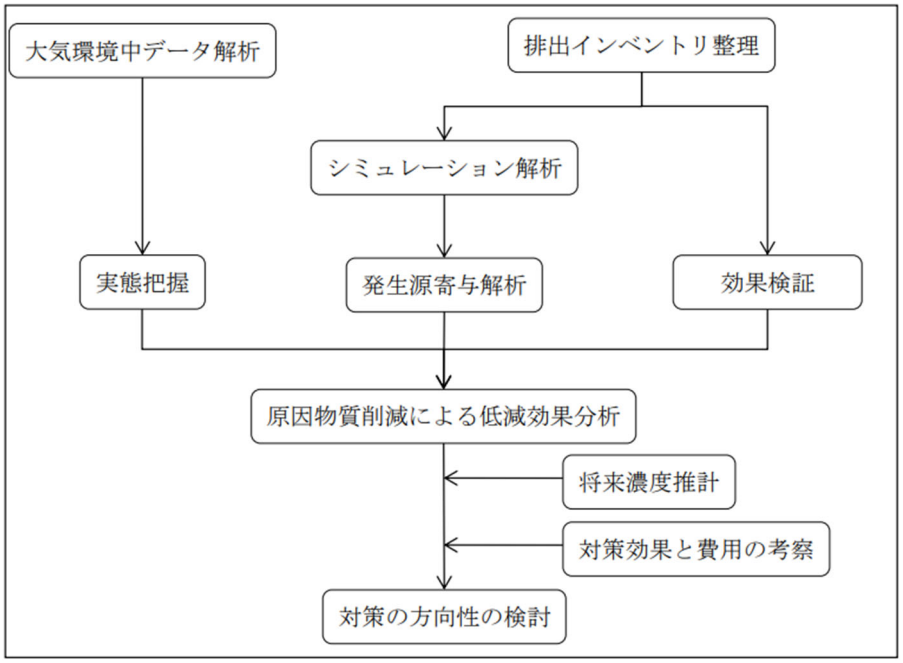

東京都大気中微小粒子状物質検討会がおこなっている調査検討（甲256・3枚目）

また、電気集塵機によるPM2.5の除去技術も開発され、すでに実用化されている。日本メーカーが開発した高性能のばいじん除去システムは、平成26年以降、中国国内で販売されているが、このシステムによって「一般的な石炭火力発電所に設置すると、PM2.5などの排出量を約10分の1にまで減らせる」とされている

（甲257・日本経済新聞記事）。

確かに、PM2.5による環境影響を評価するうえでは、二次生成粒子の発生機構が明確になっていない、シミュレーションモデルをさらに精緻化する必要がある、などの課題があることは事実である。しかしながら、解明が未了の部分があることや技術的な改善の余地があることは、調査・予測・評価をすべて放棄して構わない、ということにはならない。被告の「確立していない」という主張は、PM2.5による環境影響についての「調査・予測・評価が困難である」という主張に結びつかなければ何の意味もないが、被告は調査・予測・評価においてどのような困難があるのかという点について何ら具体的な主張立証をおこなわない。

石炭火力発電所に関する環境影響評価において要求されるのは、排出されるであろうPM2.5を定量的に予測するとともに、それが周辺環境に及ぼす影響を予測し、環境負荷を回避・低減する方策について検討することである。上述のように、一次粒子の排出量を定量的に予測することは問題なくおこなえるし、大気中のPM2.5の濃度測定は実際におこなわれており測定データも公表されている。すでに用いられているシミュレーションモデルを用いることで、施設周辺のPM2.5濃度の変化を予測することも可能である。電気集塵機によるPM2.5の除去技術も実用化されており、そうした技術を適用することでどの程度削減できるかを検討することも十分可能である。本件環境アセスにおいてPM2.5による環境影響について調査・予測・評価をおこなうことが「およそ困難である」という状況はどこにも存在しないのである。

シミュレーションモデルの正確性を今後より高めて行く必要はあるかもしれないが、環境アセスにおいて必要になるのは、環境影響が実行可能な範囲内で回避・低減されているか、という点についての検討であり、そうした検討を行ううえで現実的な支障がない以上、調査・予測・評価を省略することが許されるはずはない。

６　発電効率の向上のために、本件では、最善の電気集塵機による除去技術が用い

られていない可能性が高いこと

本件では、地球温暖化対策のために、発電効率を上げる必要があるとして、最善の電気集塵機による除去技術が用いられていない可能性が高い。

電気集塵機による除去技術を用いた場合、そのために電気エネルギーが消費されるので、発電効率は落ちる。そのため、本件では最善の技術が用いられていない可能性が高いが、その点はPM2.5による環境影響を考慮する上では極めて重大な点である。この問題は、本件環境アセスでは必ずしも明確にされていないのであって、この点も本件環境アセスの重大な欠陥のひとつである。

7　環境影響評価は不確実性をはらむ事項でも要求されること

環境影響評価法14条1項7号イは、準備書に「調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの」を記載することを要求しているが、そこには「環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む」というカッコ書きが付されている。

これは、環境影響の内容及び程度が必ずしも明らかに出来ないような事項についても環境アセスをおこなうことを前提としたものであり、環境アセスにおける調査・予測・評価は被告が言うような「確立した調査・予測」だけを対象とするものではないことを明瞭に示している（原告準備書面20・5頁）。

環境影響評価の対象にすべきは、環境影響の発生機序や評価方法が一義的に定まったものに限られないのであって、たとえ不確実な部分をはらむ環境影響であっても、客観的な手法によって調査・予測・評価することが可能であるならば調査・予測・評価を尽くす必要がある。むしろ、不確実性をはらむ問題であるからこそ、より慎重な調査・予測・評価が必要となる。調査・予測・評価において不確実性の問題をいかに扱うべきか、という問題は残るが、そうした問題を含めて検討をおこなうことが環境影響評価には要求される。

そもそも、被告が言う「予測・評価手法の確立」が何を指すのかも一向に明ら

かでない。PM2.5に関する調査・予測・評価の手法がすでに存在し、それが実際に広く用いられていることは被告も争わないものと思われる。調査・予測・評価の手法は日進月歩であって、たえず進歩している。後になって手法上の欠点が見つかる場合もあるかもしれない。科学と技術の世界は絶えず動き続けているが、そのなかで何をもって「確立」というのか。どのような状況になれば「確立」と言えるのか。特定の手法を行政などが公認することが制度的に予定されているのであればともかく、科学の世界ではそのような事態は稀であり、複数の手法が並行してそれぞれに切磋琢磨を試みるというのが通常である。個々の手法には長所短所があるし改善の余地もある。PM2.5についてもこうしたプロセスの中にある。そうしたなかで、「確立」という想定を持ち出すこと自体が科学（と技術）の実情に沿わない主張である。

被告の主張は、「確立」までの間、環境影響の回避のための検討を行う必要がない、というに等しいものであるが、もしそのような言い訳が許されるのであれば、事業者は「確立していない」との理由で必要な調査・予測・評価を省略することが可能になってしまう。しかし、それは環境影響評価制度の趣旨に真っ向から反している。

８　結論

以上のとおり、本件環境アセスにおいてPM2.5による環境影響を調査・予測・評価しなかったことを正当化する余地はない。石炭火力発電所がPM2.5による環境負荷に重大な影響を及ぼす排出源であることに鑑みれば、かかる調査・予測・評価の欠如は極めて重大な瑕疵と言わなければならない。

なお、以上のPM2.5に関する指摘の多くは、光化学オキシダントによる環境影響にもあてはまる（原告準備書面20・6頁以下）。

第４　本件環境アセスが簡略化の要件を満たさないこと、温排水被害を受けるおそれのある原告、有害物質による大気汚染被害を受ける原告については、原告適格が

認められるところ、本件環境アセスでは、簡略化の結果、温排水被害、有害物質による大気汚染被害について調査・予測・評価が省かれており、その手続的瑕疵は重大であること

1　本件環境アセスが簡略化の要件を満たさないこと

本件環境アセスが、発電所アセス省令における「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という要件を満たしていないことは、従前の原告準備書面で述べたとおりである（とくに原告準備書面8・4頁以下，同14・21頁以下）。

本件では、旧発電所がもたらした環境影響に関する十分かつ信頼できる調査結果は存在しない。旧発電所が現実にもたらしていた環境影響の程度に比して「低減（非悪化）」と評価できる状況にもなかった。しかも、旧発電所の稼働停止後に施設周辺の自然環境が回復して旧施設の稼働時とは異なる環境が安定的に形成されていた。いずれの観点からも本件環境アセスの簡略化は正当化できない。

アセスの簡略化は、本件環境アセスの手続中も繰り返し問題にされていた。原告本人鈴木陸郎（以下「原告鈴木」という）は、平成28（2016）年11月におこなわれた方法書に関する説明会の場で、旧発電所のどの時期の排出量と比較して「改善」しているのか、という点について質問をおこなったが、事業者は原告鈴木の質問に対して具体的な回答をおこなわなかった（原告鈴木の尋問調書４～５頁。甲224陳述書・４頁）。説明会に参加していた他の出席者が繰り返し同じ質問をおこなったところ、事業者はようやく「18年前の稼働時との比較である」と回答した。

そもそも、18年前の排出量と比較して改善されていたとしても、「改善」と評価することができないことは明らかであるが、実際にはこの事業者の回答も事実に反しており、事業者が比較の対象とした旧発電所の排出量はおよそ半世紀も前である昭和45年当時のものであったことが本件訴訟の中で明らかになった（原告準備書面13・19頁以下）。

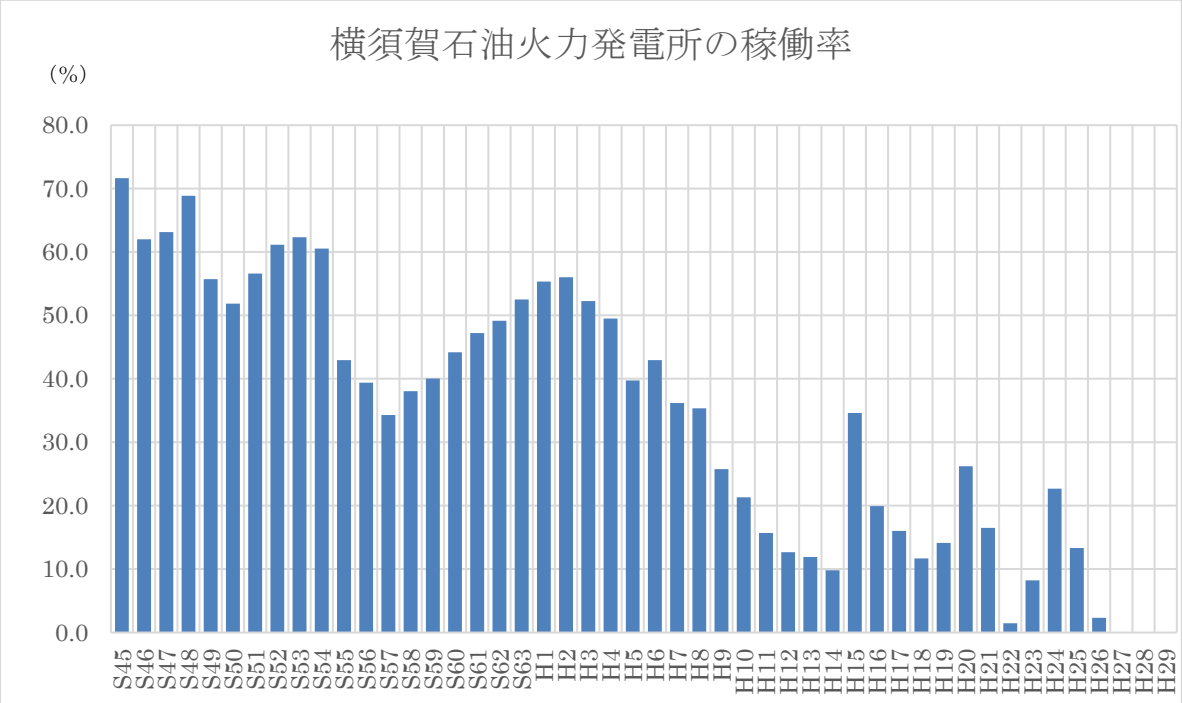

旧石油火力発電所の稼働率（原告準備書面13・19頁より再掲）

アセスの簡略化の問題に関しては、神奈川県知事も方法書に関する意見のなかで以下のように明確な指摘をおこなった。

「しかし、（合理化）ガイドラインの適用に当たっては、その記載内容に形式的に即していれば足りるとするのではなく、環境保全措置への努力や地域住民への説明の重要性が通常の手続きとはなんら異なるものではないことを、十分に認識する必要がある。

さらに、本事業による環境影響は、既設の発電設備の稼働に伴う影響より低減するものの、本発電所は長期計画停止中であることから、現在の状態よりは総じて増加すると見込まれる。

・・・（略）・・・

（ア）ガイドライン適用の妥当性

本発電所が長期計画停止中であることを前提とした、ガイドライン適用

の妥当性について、発電所のライフサイクルを勘案した上で、評価項目ごとに、リプレース前後の設備利用率など、環境負荷の算定条件の設定根拠を具体的に明らかにすること。」（乙８・451頁）

この知事意見書では、地域住民に対しても簡略化の根拠や調査・予測手法に関する説明に努めることなども求めた。ところが、事業者（JERA）は、こうした県知事意見にもかかわらず、アセス準備書でも「低減」と評価する具体的な根拠を示さなかった。評価書（乙8・486頁）には、新旧発電所の環境負荷の程度を比較した以下の表（訂正前のもの）を掲載したものの、その表でも旧発電所の環境負荷（表にいう「現状」）がいつの時点のものなのかは示されなかった。しかも、この表には初歩的な誤りすら存在した（原告鈴木の尋問調書11頁以下）。

第 10.2-4 表　リプレース前後の排出濃度及び排出量の比較

項　目			既設稼働時（現状）（リプレース前）	新設稼働時（将来）（リプレース後）
排出濃度		硫黄酸化物　(ppm)	3～4 号機：90 5～8 号機：84 2 号ガスタービン:29	14
		窒素酸化物　(ppm)	3～5 号機：95 6～7 号機：100 8 号機：20 2 号ガスタービン:15	15
		ばいじん　(mg/m^3_N)	3～8 号機：20 2 号ガスタービン：5	5
排出量	1 時間値	硫黄酸化物　(m^3_N/h)	494.2	58
		窒素酸化物　(m^3_N/h)	482.7	66
		ばいじん　(kg/h)	147	22
	年間値	硫黄酸化物　(t/年)	約 4,142	約 617
		窒素酸化物　(t/年)	約 5,942	約 1,009
		ばいじん　(t/年)	約 877	約 164

注：1. 排出濃度、排出量は定格運転時の値である。
2. 既設稼働時（現状）の年間の排出量は、「合理化ＧＬ」の 15 頁に示されている「適切な設備利用率」の設定にあたって考慮すべき事項１～４のうち、１～３はいずれも該当しないため、４を採用した。なお、４の「過去の当該発電所の最大設備稼働率」については、横須賀火力発電所における既設発電設備利用率の年平均値が最大であった 71.3%とした。

＜「合理化ＧＬ」抜粋＞

1 過去に環境影響評価を実施している発電所については、環境影響評価で評価した年間排出量（設備利用率）とする。
2 地元自治体との協定等により年間排出量の上限を規定している発電所については、その設定根拠を把握のうえ、協定値とする。
3 需給バランスや燃料価格等から明らかに低稼働率となっている発電所については、設備能力等の計画稼働率で評価する。
4 上記以外については、過去の当該発電所の最大設備利用率から年間排出量を算出する等の手段により個別発電所ごとの事業者が設定し、その設定根拠を明らかに示すこととする。

評価書における簡略化に関する説明（乙８・４８６頁）

この表の注記（２）には、「排出濃度、排出量は定格運転時の値である」、「既設発電設備（現状）の年間の排出量は・・・横須賀火力発電所における既設発電設備利用率の年平均値が最大であった71.3％とした」との記載があるが、知事意見で求められた「長期計画停止中であることを前提とした、ガイドライン適用の妥当性について」の根拠を示すものにはなっていない。知事意見で求められた「リプレース前後の設備利用率など、環境負荷の算定条件の設定根拠を具体的に明らかにする」という要求にも答えていない。

旧発電所からの環境汚染物質・温排水の排出量については、事業者自身が長年にわたって計測し、被告や横須賀市にも報告して来た。被告は、旧発電所の稼働率が20年近く前から大幅に下がったことを熟知しており、大気汚染物質・温排水の排出量が大幅に低減したことも容易に知りえたはずである。その意味で、事業者が「低減（非悪化）」の根拠として掲げた上記の表が実態から乖離していることについては、被告も熟知していたと言える。環境省の担当者からは、被告自身が簡略化に関する質問を受けていた（原告準備書面16・10頁以下）し、同省からは「現状」の具体的時期についても明確にするよう求められていた。それにもかかわらず、被告は事業者に対して何の勧告もおこなわなかったばかりか、環境省担当者に対しては、「発電所のライフサイクルを考慮すると、リプレースを計画する発電所において稼働率が低下するのは当然であり、リプレースガイドラインの適用条件が至近の稼働率を示すのであれば、本件を含めこれを適用する案件はない」という、開き直りとも受け取れる発言までおこなった（同準備書面・12頁）。

環境アセスは事業者が自ら実施するものであるが、法令でその要件が詳細に定められている。被告は環境アセスの各段階に関与して、適正に環境アセスを実施させる責務を負っており、その被告が法的根拠なく環境アセスを簡略化することを容認するようなことがあってはならないはずである。ところが、被告は環境アセスの簡略化を是正させず、最後には本件確定通知によって容認した。

２　温排水被害を受けるおそれのある原告、有害物質による大気汚染被害を受ける原告については、原告適格が認められるところ、本件環境アセスでは、簡略化の結果、温排水被害と有害物質による大気汚染被害に関する調査・予測・評価が省かれており、その手続的瑕疵は重大であること

(1)　温排水による環境影響

本件発電所の稼働によって、旧発電所の稼働時よりはるかに多くの温排水が排出される。平成13年から27年までの15年間の平均と比較しても、温排水の排出量は５倍以上になり（原告準備書面14・33頁以下）、本件環境アセスの直近の２年間に限れば温排水は全く排出されていなかった。本件発電所の稼働は温排水の大幅な増加をもたらすものであり、「低減」と評価できる点は一つも存在しなかった。

神奈川県知事も、配慮書に対する意見のなかで、

「発電所が全て停止して２年以上経過し、その後、今回の事業に伴い温排水の排出が再開されることから、水温及び海域に生息・生育する動植物に対する温排水の影響を環境影響評価項目として選定した上で、発電所停止後の時間経過に伴う水質や生息・生育環境の変化が想定されることを踏まえた調査、予測及び評価の方法を検討し、適切に環境影響評価を行うこと」（乙８号証・379頁）

との意見を述べていた。

漁業や海中観光業を営む者（原告）にとって、魚介類・藻類、その生育環境である藻場は生活環境の一部になっている。原告小松原が行ってきたサヨリ漁などの漁は、上述したように、磯焼けの進行ですでに大きな影響を被っているが、本件発電所による温排水によってこうした影響がさらに激化することが強く懸念される。発電所アセス省令（６条１号、２２条１項１号）では、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」（５条３項１号）及びそれに影響を及ぼす影響要因に関しては、「これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

により、調査・予測がされなければならない」と定めており、温排水が漁業など「人の生活環境」に及ぼす影響を環境アセスにおいて調査・予測することを要求している。

ところが、本件環境アセスでは漁業の実態についての調査がおこなわれず、漁業権や漁場への影響についての調査・予測も全くなされなかった。サヨリは温排水が漂う表層部を遊泳する魚であり、原告小松原がおこなうサヨリ漁はとりわけ重大な影響が懸念されるが、本件環境アセスでは漁の実態調査が行われず、本件発電所の温排水による影響についての予測もなされていない。同様に、アワビ・サザエなど重要な漁獲資源への影響についても、ごく部分的に文献調査が行われたにとどまっており、何らの実態調査もおこなわれず、予測をおこなっていなかった（詳細は原告準備書面14・42頁以下）。

漁業に従事する者の生業手段に深刻な影響を及ぼすことが強く懸念されるにもかかわらず、環境アセスにおける調査・予測が省略されていることは明らかに重大な手続的瑕疵にあたる。

(2) 大気汚染等による環境影響

簡略化によって、大気汚染に関する現地調査が省かれ、日平均値・年平均値の予測がおこなわれず、学校・病院などの影響が特に懸念される地点についての予測もおこなわれなかったことはすでに原告準備書面で述べたとおりである（原告準備書面8・21頁以下、同14・23頁以下）のでここでは繰り返さないが、横須賀市では大気汚染の環境基準を上回る地点も多く存在する中で、環境アセスが簡略化され必要な調査・予測が省かれたことは重大な問題である。

同じことは、旧発電所の解体工事による環境影響についてもあてはまる。

3　計画段階配慮事項からの温室効果ガスの欠落

本件環境アセスの計画段階配慮手続では、温室効果ガスの排出は計画段階配慮事項として選定されなかった。配慮書には計画段階配慮事項として選定しなかった理由についての記述すら存在しない。石炭を燃料として選択した理由について

は、わずかに、

「（２） 発電燃料の種類

第一種事業により設置する発電設備は、化石燃料のなかでは地政学的リスクが最も低く、熱量あたりの単価も最も安い石炭を燃料として使用する計画である。」（甲１５２・９頁）

という記述があるだけであり、燃料の選択に際して温室効果ガスの排出とそれに起因する環境への影響について検討した形跡は全くない（原告準備書面６（３）・５頁以下）。

環境省の担当者は、温室効果ガスの排出を計画段階配慮事項として「選定すべきである」との意見を述べた（原告準備書面１６・５頁）が、被告は、事業者が「重大な影響を回避・低減することが可能と考えらえる」と回答していることを理由に、是正を促すことをしなかった。

４ 環境アセスの重要性

環境影響評価制度は、「事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要である」との認識に基づいて、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について」「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」ことを目的に導入されたものである（環境影響評価法１条）。

原告鈴木が尋問において述べたように、われわれは現在、人間の活動に伴う環境負荷・汚染の深刻化によって「地球の自然回復力をはるかにオーバー」し、「このまま放置していると、本当に地球は人間の住めない環境になってしまう」（原告鈴木尋問調書15頁）という危機的な状況に置かれているが、環境に関する科学的な調査・予測・評価を通じて「環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する」ということの重要性はますます高まっている。そうしたなかで行われた本件環境アセスの簡略化は、環境影響評価制度を「破壊する行為」（原

告鈴木尋問調書15頁）とも言うべきものであるが、被告は法的な根拠を欠くアセスの簡略化を容認し、最後は本件確定通知を発した。電気事業法は、被告が環境アセスの全過程に関与し、勧告などを通じて適正な環境アセスの遂行を確保することを求めているが、本件環境アセスにおいて被告が取った対応はこうした法の期待に無視するに等しいものといえる。

本件環境アセスにおける手続的瑕疵は重大であり、本件確定通知の取り消しは免れない。

第５　複数案検討について

１　複数案の検討が不可欠であること

「環境の保全について適切な配慮がなされることを確保」（環境影響評価法１条）するうえで、複数案の検討は決定的な意味を持っている。環境影響評価法がいう「環境の保全についての適正な配慮」は、単に法令の基準を遵守すること（基準クリア型）で足りるものではなく、可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとるべきこと（ベスト追求型）を意味している。実行可能な範囲内で環境影響が回避され又は低減されているか否か、という検討は、複数案の検討を経ることではじめて実効的なものとなる。複数案の検討は、環境影響評価制度の「核心」（大塚直「環境法（第３版）」）と言われるほど重要な意味を持っている（原告準備書面15・121頁以下）。計画段階配慮制度が適用される第１種事業では複数案検討がとりわけ重要である。

環境大臣告示（基本的事項）（甲４）でも、計画段階配慮事項の検討では、

> **「位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案（…）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。」（基本的事項第１ー(3)）**

とされており、複数案検討が「基本」、すなわち原則とされている。理由を明らかにすることなく複数案の検討を怠ることは許されない。基本的事項では、調査・予測・評価の手法の選定において、

「建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術がとり入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとすること」（第四、五(3)ア）

を要求している。同様の定めは、環境保全措置に関する検討についても置かれている（第五、二(5)）。

発電所アセス省令においても、上記の基本的事項と同様に、

「計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案（…）を適切に示すものとする。」（発電所アセス省令3条1項）

と定められている。同省令では、環境保全措置の検討でも複数案の比較検討が要求されており（29条）、その結果を「複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理する」とされている（30条3項）。

これらの定めは、適切な複数案の検討を通じて環境負荷の回避・低減を図るという趣旨を明瞭に示すものである。したがって、検討する複数案の内容は対象事業による環境負荷の回避・低減を図るという観点から実質的な意味のあるものでなければならず、基本的事項及び発電所アセス省令がいう「適切な」ものと言えるものでなければならない（原告準備書面6（3）・32頁）。

2　燃料に関する複数案検討の欠如

本件環境アセスにおいて、石炭以外の燃料を採用することに関する検討が欠如していることについては従前の原告準備書面で述べたとおりである。

とりわけ、天然ガスによる火力発電は、石炭による火力発電と比較して、単位

発電量あたりのCO2の排出量が約半分にとどまる。それだけでなく、硫黄酸化物とばいじんの排出はほぼゼロになり、窒素酸化物の排出もほぼ半減する（乙8・1125頁）。環境負荷の低減という観点からすれば、天然ガスを燃料とするという案を比較検討することは欠かせない。ところが、本件環境アセスでは天然ガスなどの代替燃料を選択することを真摯に検討した形跡が全くない。

なぜ石炭なのか、という点については、本件環境アセスの過程で繰り返し問題視されていた。原告鈴木は方法書についての説明会においてこの点に関する質問をおこなった。しかし、事業者からは燃料の選択に関する具体的な説明はなかった（原告鈴木尋問調書・4頁）。このため、原告鈴木は、方法書に関する意見を書面で提出し、そのなかで石炭を燃料として選択したことについて再考を促したが、事業者はこの意見に対しても、石炭を燃料として選択した理由、天然ガスなどの代替の燃料を採用しなかった理由については全く示さなかった。しかも、事業者は（石炭を燃料とすることが）「日本全体のCO2の排出の削減につながる」などという、明らかに誤った説明をおこなった（原告鈴木陳述書・甲224・5頁）。

原告鈴木は、準備書に関する意見のなかでも、石炭を燃料とすることの問題を指摘した。しかし、これに対する事業者の説明は、「省エネ法のベンチマーク指標を達成することで、低炭素社会の実現に貢献していきたいと考えています」などという、全く内容のないものにとどまり（甲224・11頁）、天然ガスなどの燃料を採用しない理由についての説明は全くなかった。

原告準備書面６（3）で詳述したように、石炭を燃料とすることは神奈川県の環境影響審議会の審議でも繰り返し問題視された。配慮書に対する神奈川県知事の意見でも県知事は、

> **「…設定した出力の規模及び燃料種の選定理由について、他の選択肢の検討経緯や環境保全の考え方と併せて明らかにするとともに、住民の理解が得られるよう、分かりやすく丁寧に説明すること」（乙８・377頁）**

と要求した。ところが、こうした県知事意見にもかかわらず、事業者は方法書に

おいても石炭を燃料として選択した理由について詳細に記述することはなかった。このため、県知事は方法書に関する意見書でも、再度、以下のように要求した。

「…について、天然ガスとの比較を適切に行い、優劣を総合的に明らかにした上で、石炭を燃料として選択した理由を具体的に準備書に示すこと。」（乙８・451頁）

ところが、こうした明確な意見の表明があったにもかかわらず、事業者の対応はその後もほとんど変わらなかった（詳細は上記原告準備書面のとおり）。

３　複数案検討の省略が許されないこと

発電所アセス省令は、環境アセスにおける複数案の検討をおこなわないことも認めている。しかし、検討の省略については、

「ただし、構造等に関する複数案の設定が現実的でないと認められることその他の理由により構造等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにした上で、単一案を設定するものとする。」（3条1項）

と定めており、省略が許されるのは複数案検討が「現実的でない」などの合理的な理由が存在する場合に限られる。しかも、検討を放棄した理由を明らかにすることが必要である。

本件環境アセスにおいては、他の燃料を選択することについての検討を省略した理由も明らかにされていないし、以下に述べるように、他の燃料の選択が「現実的でない」などの合理的な理由も全く存在しない。

すなわち、旧発電所は石油を燃料とする火力発電所（一部にガスタービン発電機があった）であり、新設発電所が石油を燃料としない以上、燃料の転換は不可欠な状況にあった。また、本件事業者は石油、石炭、天然ガスなど各種の燃料を使った火力発電事業を各地でおこなっており、他の場所では天然ガス火力発電所の建設・運用していた。施設の整備という面でも、新設発電所の燃料を石炭とする場合であっても、船からの石炭の積み下ろしやストックヤードなどの新たな設

備の建設が必要になり、石炭灰の処理のための新たな施設も必要となる。天然ガスを燃料とする場合も同じで、LNG船からのガスの搬入やガスタンクなどの新たな設備が必要になる。石炭と天然ガス以外のエネルギー源を選択した場合も同様である。

以上のように、本件における発電事業は「燃料は石炭でなければならない」という状況が存在せず、各種の燃料を採用する可能性があったのであり、他の燃料の選択を検討することが「現実的でない」と言える状況は皆無であった。しかも、どの燃料を選択するかによって、環境影響の内容と程度は大きな影響を受ける状況にあった。天然ガスを採用すれば、CO2の排出量はほぼ半分に減らすことができるし、窒素酸化物の排出量も大幅に低減させることができる。二酸化硫黄とばい塵に至っては排出がゼロになる。したがって、環境アセスにおいて燃料の選択が設備の建設や稼働による環境負荷の内容・程度を比較し検討することは必要不可欠であり、そうした検討を通じて「可能な限り環境影響を回避・低減する」ことは環境アセスが果たすべき役割であったと言える。それにもかかわらず、事業者は代替燃料に関する検討らしい検討を行わず、被告もそれを是正させようとしなかった。

なお、発電所アセス省令においては、他の燃料の選択についての検討が明文で義務付けられていないが、そのことは燃料種についての複数案検討の省略を正当化する理由にはならない。そもそも、発電所アセス省令（及び基本的事項）においては、どのような複数案を検討しなければならないのか、という点について何ら具体的な定めを置いていない。省令は、「発電設備等の構造若しくは配置」「実施する位置又は…事業の規模」という非常に抽象的な文言を置いたうえで、それらを「適切に示す」ことを要求しているのみである。こうした規定は、具体的に検討する複数案については事業の状況に応じて「適切」に選択することを求める趣旨と解される。したがって、具体的な状況のもとで、燃料種についての検討をおこなうことが環境影響の回避・低減という観点から「適切である」と評価される限り、そうした検討を省略することは許されない。省令において検討すべ

き複数案の内容が列記されているのであればともかく、そうでもないのに「燃料種の検討が省令に掲げられていない」との理由で燃料種の検討を省略することを正当化する余地はない。

また、燃料種の選択は発電設備等の「構造」に直結する。したがって、燃料種の検討は基本的事項や発電所アセス省令がいう「構造」に関する複数案の検討に含まれる。仮に、基本的事項や発電所アセス省令がいう「構造」には含まれないとしても、複数案の比較検討を通じて環境負荷を回避・低減する、という環境影響評価法の趣旨、及び、適切な複数案検討が要求されている趣旨に照らせば、本件において天然ガスを燃料とすることについての比較検討は不可欠である（原告準備書面14・19頁以下）。

４　被告の責任

結局、事業者は、本件環境アセスにおいて、燃料種の選択に関係する複数案検討をおこなわなかった。なぜ事業者はこうした態度をとり続けたのか。それは、被告が事業者のこうした対応を容認する姿勢を見せていたためである。被告は、地域住民だけでなく県知事も石炭を燃料として採用することを問題視していることを知っていたし、環境省担当者からもその点についての質問を受けていた（原告準備書面16・4頁以下）。ところが、被告は事業者に対して代替燃料に関する検討を促そうとせず、極めて抽象的に「長期的な二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること」（配慮書に対する経済産業大臣意見）などの指摘を行うにとどまった（原告準備書面6（3）・10頁）。そして、最後には本件確定通知によって適切な複数案検討を欠く本件環境アセスを追認したのである。

環境アセスにおいて核心的な意味を持つ複数案検討を実質的に放棄することを容認した被告の責任は非常に重大である。本件確定通知の手続的な瑕疵は重大であり、取り消しは免れない。

以　上